

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和7年12月17日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和7年11月13日（木）午前10時30分頃、周南市大字徳山の市道舞車二番町線において、都市整備部公園花とみどり課会計年度任用職員が運転する車検引受会社所有の代車が市道を左折した際、市道左側の縁石に接触し、当該車両の一部を破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

[REDACTED]

(3) 損害賠償の額

¥157,652-

2 専決処分の年月日

令和7年11月27日